資料１

埼玉県議会令和８年１２月定例会付議予定議案件名表

【議案】

予算

案件名	概要
１ 令和８年度埼玉県一般会計補正予算（第４号）	補 正 前　２，４５６，４６５，８３３千円 補 正 額　５，５０９，８３５千円 補 正 後　２，４６１，９７５，６６８千円 対当初比　１０１．１％
２ 令和８年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第２号）	補 正 前　１６，４３０，６０５千円 補 正 額　０千円（債務負担行為） 補 正 後　１６，４３０，６０５千円 対当初比　１０２．５％
３ 令和８年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第１号）	補 正 前　３，６０８，２４０千円 補 正 額　０千円（債務負担行為） 補 正 後　３，６０８，２４０千円 対当初比　１００．０％
４ 令和８年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第２号）	補 正 前　９１，２６２，２２４千円 補 正 額　６３，０６５千円 補 正 後　９１，３２５，２８９千円 対当初比　１００．２％

案件名	概要
５ **令和８年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第１号）**	補 正 前　　１６，９０７，３３３千円 補 正 額　　△５７７，６７１千円 補 正 後　　１６，３２９，６６２千円 対当初比　　９６．６％

条例

<table>
<tr><th>案件名</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>１
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

【企画財政部】</td><td>１　趣　　旨
　市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするとともに、市町村に移譲した事務の一部を県が処理することとし、併せて規定の整備をするための改正

２　内　　容
(1)　処理する市町村が拡大する事務等　７事務

(2)　移譲済みの権限を県に返還する事務　７事務

(3)　規定の整備

３　施行期日
　令和９年４月１日等</td></tr>
<tr><td>２
埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

【企画財政部】</td><td>１　趣　　旨
　政治資金規正法施行令の一部改正を踏まえ、電磁的記録である収支報告書等を用紙に出力して交付する方法を追加するための改正

２　内　　容
収支報告書等の写しの交付方法の追加
<table><tr><th></th><th>現　行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>交付方法</td><td>複写機により用紙に複写したもの</td><td>複写機により用紙に複写し、又は電磁的記録を用紙に出力したもの</td></tr><tr><td>金額</td><td>１枚につき１０円</td><td>１枚につき１０円</td></tr></table>
３　施行期日
　令和９年１月１日</td></tr>
</table>

案件名	概要
3 **埼玉県環境管理事務所設置条例の一部を改正する条例** 【環境部】	1　趣　　旨 災害対応体制の強化等を図るため、環境管理事務所の所管区域を変更するための改正 2　内　　容

	現　行				改正後			
名称	埼玉県西部環境管理事務所	埼玉県東松山環境管理事務所	埼玉県越谷環境管理事務所	埼玉県東部環境管理事務所	埼玉県西部環境管理事務所	埼玉県東松山環境管理事務所	埼玉県越谷環境管理事務所	埼玉県東部環境管理事務所
所管区域	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町	東松山市、坂戸市、鶴ケ島市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡、秩父郡のうち東秩父村	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡のうち松伏町	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、南埼玉郡、北葛飾郡（松伏町を除く。）	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ケ島市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡、秩父郡のうち東秩父村	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡のうち松伏町	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、南埼玉郡、北葛飾郡（松伏町を除く。）

3　施行期日
令和９年４月１日

<table>
<tr><th>案件名</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>４
埼玉県保健所条例の一部を改正する条例

【保健医療部】</td><td>
１　趣　　旨
災害対応体制の強化等を図るため、保健所の所管区域を変更するための改正

２　内　　容
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">現　行</td><td colspan="2">改正後</td></tr>
<tr><td>名称</td><td>埼玉県
東松山保健所</td><td>埼玉県
坂戸保健所</td><td>埼玉県
東松山保健所</td><td>埼玉県
坂戸保健所</td></tr>
<tr><td>所管区域</td><td>東松山市、比企郡（鳩山町を除く。）、秩父郡のうち東秩父村</td><td>坂戸市、鶴ケ島市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡のうち鳩山町</td><td>東松山市、比企郡、秩父郡のうち東秩父村</td><td>坂戸市、鶴ケ島市、入間郡（三芳町を除く。）</td></tr>
</table>

３　施行期日
令和９年４月１日
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>案件名</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>５
埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

【産業労働部】</td><td>
１　趣　　旨
新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びにこれらの額を改定するとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止するための改正

２　内　　容
(1)　使用料の額を定める等する試験研究機器（６機器）
(例)
<table>
<tr><th>名称</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>ＵＶプリンタ</td><td>１時間</td><td>１，３１０円</td></tr>
</table>
(2)　手数料の額を定める等する依頼試験（４試験）
(例)
<table>
<tr><th>名称</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>ヘッドスペースサンプラー付き
ガスクロマトグラフによる分析</td><td>１試料
１測定</td><td>９，８３０円</td></tr>
</table>
(3)　試験研究機器に係る使用料（４機器）及び依頼試験に係る手数料（３試験）の廃止

３　施行期日
(1)、(2)については令和９年３月１日
(3)については公布の日
</td></tr>
</table>

案件名	概要
６ **埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例** 【農林部】	１　趣　　旨 災害対応体制の強化を図るため、家畜保健衛生所の管轄区域を変更するための改正 ２　内　　容

	現　行		改正後	
名称	埼玉県熊谷 家畜保健衛生所	埼玉県川越 家畜保健衛生所	埼玉県熊谷 家畜保健衛生所	埼玉県川越 家畜保健衛生所
管轄区域	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ケ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡、南埼玉郡、北葛飾郡のうち杉戸町	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、坂戸市、鶴ケ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、北葛飾郡（杉戸町を除く。）

３　施行期日
令和９年４月１日

<table>
<tr><th>案件名</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>７
埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

【県土整備部】</td><td>１　趣　　旨
国土交通省所管公共用財産の使用料の額を改定等するための改正

２　内　　容
(1)　使用料の額の改定
(例)
<table><tr><td>使用の種別</td><td>単位</td><td>現　行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>電柱の用地</td><td>電柱１本につき年額</td><td>６６０円</td><td>７６０円</td></tr></table>
(2)　規定の整備

３　施行期日
令和９年４月１日</td></tr>
<tr><td>８
埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

【県土整備部】</td><td>１　趣　　旨
道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の額を改定等するための改正

２　内　　容
(1)　占用料の額の改定
(例) 第２種電柱*（１本につき１年)
<table><tr><td></td><td>第１級地</td><td>第２級地</td><td>第３級地</td><td>第４級地</td><td>第５級地</td></tr><tr><td>現　行</td><td>３，４００円</td><td>１，４００円</td><td>９２０円</td><td>９２０円</td><td>９２０円</td></tr><tr><td>改正後</td><td>４，６００円</td><td>１，７００円</td><td>１，０００円</td><td>１，０００円</td><td>１，０００円</td></tr></table>＊４本又は５本の電線が電柱に張られているもの

(2)　所在地区分の変更
(例) 所沢市、越谷市、三郷市について、第１級地から第２級地に変更

(3)　その他
占用種別の追加、算定単位の変更

３　施行期日
令和９年４月１日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>案件名</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>９
埼玉県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

【県土整備部】</td><td>
１　趣　　旨
流水占用料等の額を改定するための改正

２　内　　容
(1)　占用料の額の改定
(例)
<table>
<tr><th>占用の種別</th><th>単位</th><th>現　行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>土地の占用
(電柱)</td><td>１本</td><td>６６０円（年額）</td><td>７６０円（年額）</td></tr>
</table>
(2)　河川産出物採取料の額の改定
(例)
<table>
<tr><th>種別</th><th>単位</th><th>現　行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>砂</td><td>１㎥</td><td>２４０円</td><td>２９０円</td></tr>
</table>
３　施行期日
令和９年４月１日
</td></tr>
<tr><td>１０
埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

【教育局】</td><td>
１　趣　　旨
埼玉県立日高高等学校の位置の表示を変更するための改正

２　内　　容
埼玉県立日高高等学校の位置の表示の変更
<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>日高市大字旭ケ丘
字松ノ台８０６番地</td><td>日高市旭ケ丘
２丁目１番地２</td></tr>
</table>
３　施行期日
公布の日
</td></tr>
</table>

案件名	概要
１１ **埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例** 【警察本部】	１　趣　　旨 　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、県民生活に不安や迷惑を覚えさせるような位置情報無承諾取得等に係る規制対象を拡大するための改正 ２　内　　容 　規制対象行為の追加 (1)　相手方の承諾なく、位置特定用識別情報送信装置の位置情報を取得する行為の追加 (2)　相手方の承諾なく、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置を取り付ける等の行為の追加 ３　施行期日 　公布の日から起算して３月を経過した日

工事請負契約の締結

案件名	概要
１ **工事請負契約の変更契約の締結について（ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事）** 【都市整備部】	ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事の請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議決を求めるもの １　金　　額　（変更前）３，０２５，０００，０００円　（変更後）３，１２９，５００，０００円 ２　履　行　期　限　令和１０年3月１７日 ３　相　　手　　方　細田建設株式会社（埼玉県飯能市）
２ **工事請負契約の変更契約の締結について（川口特別支援学校北棟新築工事）** 【都市整備部】	川口特別支援学校北棟新築工事の請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議決を求めるもの １　金　　額　（変更前）９２２，９００，０００円　（変更後）９８２，９６０，０００円 ２　履　行　期　限　令和１０年1月３１日 ３　相　　手　　方　株式会社佐伯工務店（埼玉県さいたま市）
３ **工事請負契約の変更契約の締結について（（仮称）川口北警察署庁舎新築工事）** 【警察本部】	（仮称）川口北警察署庁舎新築工事の請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議決を求めるもの １　金　　額　（変更前）２，２７７，１４５，２００円　（変更後）２，２９５，８２３，２００円 ２　履　行　期　限　令和９年1月３１日 ３　相　　手　　方　三ツ和総合建設業協同組合（埼玉県さいたま市）

訴えの提起

案件名	概要
１ **訴えの提起について** 【都市整備部】	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起することについて、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき議決を求めるもの １ 事　件　名　県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件 ２ 相　手　方　県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者（３人） ３ 取　扱　い　請求が認容されないときは上訴する 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは和解する

事件議決

案件名	概要
１ **当せん金付証票の発売について** 【企画財政部】	公共事業等の費用の財源に充てるため、令和９年度中において発売する全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売金額の範囲について、当せん金付証票法第４条第１項の規定に基づき議決を求めるもの 令和９年度発売限度額　４２０億円（前年度　４２０億円）
２ **指定管理者の指定について（埼玉県屋内総合プール）** 【県民生活部】	埼玉県屋内総合プールの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるもの １　指定管理者　さきたまプールＰＦＩサービス株式会社（埼玉県さいたま市） ２　指定の期間　令和９年７月１日から令和２４年３月３１日まで ３　選 定 方 法　随意
３ **指定管理者の指定について（上尾運動公園）** 【都市整備部】	上尾運動公園の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるもの １　指定管理者　公益財団法人埼玉県公園緑地協会（埼玉県さいたま市） ２　指定の期間　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで ３　選 定 方 法　公募

案件名	概要
４ **指定管理者の指定について（羽生水郷公園）** 【都市整備部】	羽生水郷公園の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるもの １　指定管理者　公益財団法人埼玉県公園緑地協会（埼玉県さいたま市） ２　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで ３　選 定 方 法　公募
５ **指定管理者の指定について（春日部夢の森公園）** 【都市整備部】	春日部夢の森公園の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるもの １　指定管理者　春日部夢の森みらいコンソーシアム 代表者　アイル・コーポレーション株式会社（埼玉県さいたま市） ２　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで ３　選 定 方 法　公募
６ **指定管理者の指定について（埼玉県立名栗げんきプラザ）** 【教育局】	埼玉県立名栗げんきプラザの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるもの １　指定管理者　株式会社サンアメニティ（東京都北区） ２　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで ３　選 定 方 法　公募

<table>
<tr><th>案件名</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>７
利根川右岸流域下水道の設置等に要する経費の関係４市町の負担額について

【下水道局】</td><td>令和９年度から県が行う利根川右岸流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第３１条の２第２項の規定に基づき議決を求めるもの

１　関係市町　本庄市ほか３町

２　負 担 率　事業費（国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額）の２分の１に以下の負担率を適用
<table>
<tr><td></td><td>本庄市</td><td>美里町</td><td>神川町</td><td>上里町</td></tr>
<tr><td>変更前</td><td>４６．４３</td><td>９．１６</td><td>９．０６</td><td>３５．３５</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>５５．９５</td><td>６．７２</td><td>１１．４１</td><td>２５．９２</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

【報告】

地方自治法第１８０条第２項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
１ **埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例** 【環境部】	災害対策基本法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したことについて、同条第２項の規定に基づき議会に報告するもの １　専決処分年月日　令和８年１０月２２日 ２　専決処分理由　災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備をするため ３　改　正　内　容　規定の整備 ４　施　行　期　日　令和８年１１月２日
２ **埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例** 【下水道局】	下水道法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したことについて、同条第２項の規定に基づき議会に報告するもの １　専決処分年月日　令和８年１０月２３日 ２　専決処分理由　下水道法の一部改正に伴い、規定の整備をするため ３　改　正　内　容　規定の整備 ４　施　行　期　日　下水道法等の一部を改正する法律の施行の日

案件名	概要
３ **埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例** 【教育局】	学校教育法等の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したことについて、同条第２項の規定に基づき議会に報告するもの １　専決処分年月日　令和８年１０月３０日 ２　専決処分理由　学校教育法等の一部改正に伴い、規定の整備をするため ３　改正内容　規定の整備 ４　施行期日　令和９年４月１日
４ **損害賠償の額を定めることについて** 【警察本部】	公務員の職務に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したことについて、同条第２項の規定に基づき議会に報告するもの １　専決処分年月日　令和８年１０月３０日 ２　専決処分理由　公務員の職務に係る損害賠償額の決定のため ３　相手方　大宮警察署長 ４　事案の概要　大宮警察署の警察官が、令和７年７月２８日から令和８年４月７日までの間、各被留置者から預かり一括保管していた現金について、定められた保管要領を遵守せずに保管していたため所在不明となり、現金の保管管理者である相手方に損害を与えたもの ５　損害賠償額　１，０００，０００円

年次報告

案件名	概要
1 **環境の状況に関する年次報告** 【環境部】	令和７年度における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、埼玉県環境基本条例第８条の規定に基づき議会に報告するもの